神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例見直し検討会議設置要綱

（設置目的）

第１条　神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成７年神奈川県条例第５号。以下「条例」という。）の見直しについて検討するため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例見直し検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

 (1)　条例の見直し検討に関すること

 (2)　その他必要と認める事項

（設置期間）

第３条　検討会議の設置期間は、令和４年12月31日までとする。

（構成員等）

第４条　検討会議は、学識経験を有する者、関係団体を代表する者等から選定した者（以下「委員」という。）15名程度をもって構成する。

２　委員の任期は、令和元年10月１日から令和４年12月31日までとする。

３　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　検討会議に、会長及び副会長を置く。

２　会長は委員の互選により選任する。

３　副会長は、会長の指名した者をもってあて、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議の開催）

第６条　会長は検討会議を招集し、会務を総理する。

２　委員は、特に支障があるときは代理者を検討会議に出席させることができる。

３　会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第７条　検討会議の庶務は、福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課及び県土整備局建築住宅部建築指導課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

１　この要綱は、令和元年９月11日から施行する。

２　この要綱の施行後最初の検討会議の招集は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長が行う。

附　則

この要綱は、令和２年７月20日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年12月21日から施行する。